羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年6月2日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

地方税法等の一部改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)等の公布に伴い、森林環境税の導入に伴う所要の改正を行うとともに、前年からその扶養親族等に異動がない給与所得者が提出する扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち 法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」 を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境 税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」 に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第36条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第43条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 43 条の 2 第 1 項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 43 条の 5 において同じ。)」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によつて」を「により」に改める。

第43条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第83条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条の6第4項及び附則第9条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」 に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 24 条の 2 第 2 項並びに第 31 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 33 条、第 36 条、第 43 条、第 43 条の 2、第 43 条の 6、附則第 8 条の 6 第 4 項及び第 9 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並び に附則第 3 条第 1 項(改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)附則第 9 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
 - (2) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 28 条の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき羽曳野市税条例第 28 条の 2 第 1 項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第83条第1号エ及び附則第9条の2第3項の規定は、令和6年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の 種別割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第8条の6第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日 以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割に ついて適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 の環境性能割については、なお従前の例による。

新

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の2 1 省略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかつた金 額があるときは、当該控除することができなか つた金額は、施行令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の 納税義務者に対してその控除することができな かつた金額を還付し、又は<u>当該控除することが</u> できなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項 後段に規定する還付をすべき金額により 当該納 税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の 属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の 市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは 納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る 徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 省略

第 25 条~第 28 条 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等 申告書)

第28条の2 1 省略

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載した前項又は法第317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により申告書を提出することができる。
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に

 \Box

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の2 1 省略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかつた金 額があるときは、当該控除することができなか つた金額は、施行令第48条の9の3から第48 条の9の6までに定めるところにより、同項の 納税義務者に対してその控除することができな かつた金額を還付し、又は当該納税義務者<u>の同</u> 項の申告書に係る年度分の個人の府民税<u>若しく</u> は市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の 未納に係る徴収金に充当する。

3 省略

第25条~第28条 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の2 1 省略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与

給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第28条の3~第30条 省略 (個人の市民税の徴収の方法等)

第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2 第1項、第43条の5又は第51条の規定<u>により</u> 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴 収の方法により徴収する。

2 省略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を 賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及 び徴収する。

第32条 省略

(個人の市民税の納税通知書)

第 33 条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額(第 43 条第 1 項の規定により徴収する場合に

の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、その異動の内容その他施行 規則で定める事項を記載した申告書を、当該給 与支払者を経由して、市長に提出しなければな らない。

- 3 前 2 項の場合において、これらの規定による 申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者 に受理されたときは、その申告書は、その受理 された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第28条の3~第30条 省略 (個人の市民税の徴収の方法)

第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2 第1項、第43条の5又は第51条の規定<u>によつ</u> で特別徴収の方法による場合を除くほか、普通 徴収の方法によつて徴収する。

2 省略

第32条 省略

(個人の市民税の納税通知書)

第 33 条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び</u>府民税額<u>の合算額</u>(第 43 条第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあつては特別徴収の

あつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第 1 項の納期(第 43 条第 1 項又は第 43 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。ただし、第 5 条の規定により個人の市民税を徴収する場合は、この限りでない。

第34条·第35条 省略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 36 条 個人の市民税の納税義務者が当該年度 の初日の属する年の前年中において給与の支払 を受けた者であり、かつ、同日において給与の 支払を受けている者(次の各号に掲げる者のう ち特別徴収の方法により徴収することが著しく 困難であると認められる者を除く。以下この条 において「給与所得者」という。)である場合 には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係 る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴 収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項 において同じ。)の合算額を特別徴収の方法に より徴収する。

(1) • (2) 省略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者 の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場 合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割 額を同項の規定により特別徴収の方法により徴 収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収 する。ただし、第 27 条第 1 項の申告書に給与 所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方 法により徴収されたい旨の記載があるときは、 この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の

方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収立れないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。ただし、第5条の規定によって個人の市民税を徴収する場合は、この限りでない。

第34条・第35条 省略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度 の初日の属する年の前年中において給与の支払 を受けた者であり、かつ、同日において給与の 支払を受けている者(次の各号に掲げる者のう ち特別徴収の方法によつて徴収することが著し く困難であると認められる者を除く。以下この 条において「給与所得者」という。)である場 合においては、当該納税義務者の前年中の給与 所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特 別徴収の方法によって徴収する。

(1) • (2) 省略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者 の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場 合<u>においては</u>、当該給与所得以外の所得に係る 所得割額を同項の規定<u>によつて</u>特別徴収の方法 によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及 び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法 によって徴収する。ただし、第 27 条第 1 項の 申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を 普通徴収の方法<u>によつて</u>徴収されたい旨の記載 があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別

方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支 払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の 4月30日までの間において異動を生じた場合に おいて、当該給与所得者が当該給与所得者に対 して新たに給与の支払をする者となつた者(所 得税法第183条の規定により給与の支払をする 際所得税を徴収して納付する義務がある者に限 る。以下この項において同じ。)を通じて、当 該異動により従前の給与の支払をする者から給 与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月 の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の 4月中である場合には、同月30日)までに、第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収さ れるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除 した金額)を特別徴収の方法により徴収された い旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴 収の方法により徴収するものとする。ただし、 当該申出が翌年の 4 月中にあつた場合におい て、特別徴収の方法により徴収することが困難 であると市長が認めるときは、この限りでな
- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収さ れる納税義務者が当該年度の初日の属する年の 6月1日から12月31日までの間において給与 の支払を受けないこととなり、かつ、その事由 が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を 特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納 税義務者からの申出があつた場合及び当該納税 義務者が翌年の1月1日から4月30日までの 間において給与の支払を受けないこととなった 場合には、その者に対してその年の5月31日 までの間に支払われるべき給与又は退職手当等 で当該月割額の全額に相当する金額を超えるも のがあるときに限り、当該月割額の全額(同日 までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部 の支払がされないこととなったときにあって は、同日までに支払われた当該給与又は退職手

徴収の方法<u>によつて</u>徴収すべき給与所得以外の 所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収 していない額の全部又は一部を普通徴収の方法 により徴収するものとする。

4 省略

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支 払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の 4月30日までの間において異動を生じた場合に おいて、当該給与所得者が当該給与所得者に対 して新たに給与の支払をする者となつた者(所得 税法第 183 条の規定によつて給与の支払をする 際所得税を徴収して納付する義務がある者に限 る。以下この項において同じ。)を通じて、当該 異動によつて従前の給与の支払をする者から給 与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月 の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4 月中である場合には、同月30日)までに、第1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収さ れるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて 徴収された金額があるときは、当該金額を控除 した金額)を特別徴収の方法によって徴収された い旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴 収の方法によつて徴収するものとする。ただ し、当該申出が翌年の4月中にあつた場合にお いて、特別徴収の方法によつて徴収することが 困難であると市長が認めるときは、この限りで ない。
- 6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収 される納税義務者が当該年度の初日の属する年 の 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間において給 与の支払を受けないこととなり、かつ、その事 由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額 を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当 該納税義務者からの申出があつた場合及び当該 納税義務者が翌年の1月1日から4月30日まで の間において給与の支払を受けないこととなっ た場合には、その者に対してその年の5月31日 までの間に支払われるべき給与又は退職手当等 で当該月割額の全額に相当する金額を超えるも のがあるときに限り、当該月割額の全額(同日ま でに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の 支払がされないこととなったときにあっては、 同日までに支払われた当該給与又は退職手当等

当等の額から徴収することができる額)を特別 徴収の方法により徴収する。

第37条~第42条 省略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額 への繰入れ)

- 第 43 条 給与所得に係る特別徴収税額の納税者 が給与の支払いを受けなくなつたこと等により 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法 により徴収されないこととなつた場合には、特 別徴収の方法により徴収されないこととなつた 金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後において到来 する第 32 条第 1 項の納期がある場合にはそれ ぞれの納期において、その日以後に到来する同 項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方 法により徴収するものとする。
- 2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当

の額から徴収することができる額)を特別徴収の 方法によつて徴収する。

第37条~第42条 省略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額 への繰入れ)

- 第 43 条 給与所得に係る特別徴収税額の納税者が給与の支払いを受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第 32 条第 1 項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。
- 2 法第 321 条の 6 第 1 項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第</u>17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合におい

該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦 課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条 及び第 43 条の 5 において同じ。)の合算額(当 該納税義務者に係る均等割額を第 36 条第 1 項 の規定により特別徴収の方法により徴収する場 合には、公的年金等に係る所得に係る所得割 額。以下この条及び第 43 条の 5 において同 じ。)の2分の1に相当する額(以下この節にお いて「年金所得に係る特別徴収税額」とい う。)を当該年度の初日に属する年の10月1日 から翌年の3月31日までの間に支払われる老 齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の 際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 省略
- (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課す る個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所 得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係 る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項 の納期のうち当該年度の初日からその日の属す る年の9月30日までの間に到来するものにお いて普通徴収の方法により徴収する。
- 第43条の3~第43条の5 省略 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税 額への繰入れ)
- 第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の 8第3項において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税

ては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日に属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

- (1) 省略
- (2) 特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。
- 第43条の3~第43条の5 省略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の 8第3項において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税

額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴 収の方法により徴収されないこととなつた特別 徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義 務者から市に納入された年金所得に係る特別徴 収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当 該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮 特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所 得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特 別徴収税額がない場合を含む。) において当該 特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金が あるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、 法第17条の2の2第1項第2号に規定する市 町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3 項、第6項及び第7項の規定を適用することが できるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納 金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に 係る徴収金を納付し、又は納入することを委託 したものとみなす。

第44条~第82条 省略 (種別割の税率)

- 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して 課する種別割の税率は、1台について、それぞ れ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ 省略

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、 輪距(2 以上の輪距を有するものにあつて は、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メ ートル以下であるもの、側面が構造上開放 されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車 両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定 小型原動機付自転車を除く。)で、総排気 量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格 出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年 額 3,700円

(2) • (3) 省略

第84条~第114条 省略

附則

第1条~第8条の5 省略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第44条~第82条 省略

(種別割の税率)

- 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して 課する種別割の税率は、1 台について、それぞ れ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ 省略

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、 輪距(2 以上の輪距を有するものにあつて は、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メ ートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開 放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のものを除く。) で、総排気量が 0.02 リットルを超えるも の又は定格出力が 0.25 キロワットを超え るもの 年額 3,700円

(2) • (3) 省略

第84条~第114条 省略

附則

第1条~第8条の5 省略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第8条の6 1~3 省略

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第8条の7~第9条 省略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第9条の2 1・2 省略
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

以下省略

第8条の6 1~3 省略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第8条の7~第9条 省略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第9条の2 1・2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

以下省略